

## 川崎市教育委員会事務局関係事業に係る共催及び後援に関する事務取扱要綱

〔 18川教庶第160号 平成18年5月1日  
教育長決裁 〕

### (趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が川崎市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の所掌する事務に係る事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、本市教育活動の振興を図るために特に奨励すべき事業について、当該事業の主催者の申請に基づき、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催又は後援をする場合の基準等について必要な事項を定めるものとする。ただし、主催者の申請する当該事業等の所管が事務局以外にない場合に限り、川崎市（以下「市」という。）が共催又は後援をする場合の基準等についても適用することができるものとする。

### (共催及び後援の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、名義の使用を承認し、共に事業等の主体となって共同で事業等を行うことをいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、金銭的支出を伴わず、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

### (共同の範囲)

第3条 前条の「共同」の範囲は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育委員会事務局等職員の派遣等による企画、運営等への参加
- (2) 本市の経費負担、補助金支出等の金銭的援助
- (3) 広報等に係る協力
- (4) 事業の開催、準備に関する場所の提供（ただし、利用に関する諸手続については、別途申請を要するものとする。）
- (5) その他教育長が事業の開催に特に必要と認めた事項

### (事業の主催者)

第4条 共催又は後援を承認することができる事業等の主催者は、次の各号の一に該当する団体とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 公益法人、報道機関等の公共性の強い団体
- (3) その他の団体等で、教育の振興に関する事業を行うことを主たる目的とし、次の要件のいずれをも満たす団体
  - ア 主催者の存在、所在地が明確であること。
  - イ 規約・会則の定めがあり、団体意志を表明する代表者、団体意志を執行する組織・機構が確立していること。
  - ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行の意志及び能力が十分にあると認められること。

- (4) その他事業実行委員会等の臨時的に組織された団体にあっては、その組織、運営及び団体意志が明らかであり、事業遂行の意志と能力が十分にあると認められること。

### (申請)

第5条 共催又は後援の承認を受けようとする者は、共催の場合は原則として当該事業の開催日の3ヶ月前までに、後援の場合は原則として当該事業の開催日の1ヶ月前までに、共催・後援申請書（第1号様式）に、次の関係資料を添付して申請しなければならない。

- (1) 事業の開催要項又は企画書等事業の詳細を明らかにする資料
- (2) 事業の収支予算書（入場料・参加料等を徴収する場合）

(3) 規約又は会則及び組織・活動に関する資料等の申請団体の内容を明らかにする資料。  
ただし、すでに教育委員会事務局において、当該関係資料を在置する場合又は社会通念上明白な場合はこの限りではない。

(4) 団体等の活動実績を記載した書類又は前回実施時の事業案内、パンフレット、プログラム等の参考資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類  
(承認等)

第6条 教育長は、前条の共催・後援申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいてその内容を審査し、共催又は後援を承諾するときは共催・後援承諾通知書（第2号様式）により、共催又は後援を承諾しないときは共催・後援不承諾通知書（第3号様式）により速やかに団体等に通知するものとする。

(1) 教育的目的及び内容により行われ、本市教育の充実と発展に寄与するものであること。

(2) 特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開されていること。

(3) 市内及び隣接する地域で開催されていること。

(4) 入場料等を徴収する事業にあっては、その額が適正又は社会通念上低廉であり、かつ公益性を有するものであること。

(5) 収益をともなう事業にあっては、その収益を教育事業あるいは社会福祉事業にあてる等の公益性を有するものであること。

(6) 公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講ぜられていること。

(7) その他教育長が、特に共催又は後援を行う必要があると認める事業等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる事業等については、共催又は後援を行わない。

(1) 法令又は公序良俗に反するもの

(2) 市の政治的中立性を損なうと判断されるもの

(3) 市の宗教的中立性を損なうと判断されるもの

(4) 専ら営利を目的とするもの

(5) 団体の構成員になることを前提としたものや会員の勧誘を目的とするもの

(6) 団体の内部行事的な事業等を行うもの

(7) その他教育長が共催、後援を行うことが不適当と認められるもの

3 後援名義の使用に際しては、申請者に次の条件を付するものとする。

事業等開催に伴う経費負担及び一切の責任は申請者が負うものとする。

4 教育長は、必要があると認めるときは、第1項の承諾に条件を付すことができる。

(承認の期間)

第7条 後援の承認期間は、教育長が承認通知書を交付した日から、当該事業の終了する日までとする。申請者は、後援承認通知書の交付までは、いかなる文書図書類にも川崎市及び教育委員会の名義を記載してはならない。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りでない。

(変更)

第8条 団体等は、前条の規定により承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに共催・後援変更申請書（第4号様式）を教育長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 教育長は、前項の共催・後援変更申請書を受理したときは、第6条第1項に規定する基準に基づいて審査し、共催又は後援の変更を承諾するときは共催・後援変更承諾通知書（第5号様式）により、共催又は後援の変更を承諾しないときは共催・後援変更不承諾通知書（第6号様式）により団体等に通知するものとする。

(報告)

第9条 事業等を実施した団体等は、事業等終了後14日以内に共催・後援事業等実施報

告書（第7号様式）を教育長に提出しなければならない。

（承諾の取消し等）

第10条 教育長は、共催又は後援の承諾後において、第6条第1項に規定する基準に適合しない事実が判明したとき、第6条第2項に規定する基準に該当する事実が判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、共催・後援取消通知書（第8号様式）により団体等に通知し、その承諾を取り消すことができる。

（1）申請した団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。

（2）申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。

（3）教育長が取り消しを必要と認めたとき。

2 承諾の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、教育長はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により承諾が取り消された事業等又は事業等の実施後に第1項に該当したことが明らかになった事業等に係る翌年度以降の共催及び後援は、原則として行わないことができるものとする。

（事務主管課等）

第11条 共催及び後援に関する承諾事務は、当該共催及び後援に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、共催及び後援に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。